

水泳授業中の死亡事故を反省し安全を誓う



平成8年9月5日の痛ましい水泳事故を末永く記憶にとどめ、安全な水泳指導を誓い、安全な学校の実現への決意を新たにするため、プール入口付近に設置されたメモリアル。（平成18年9月5日設置）

平成24年11月

大阪教育大学附属高等学校池田校舎

はじめに

平成8年9月5日、大阪教育大学教育学部附属高等学校池田校舎（現在、大阪教育大学附属高等学校池田校舎と改称、以下、「池田校舎」と記す）において、当時2年3組に在籍していた水上扶起子さんが1限目の水泳授業中に溺水し、病院へ救急搬送されたものの1週間後の9月12日に亡くなるという事故が発生しました。

扶起子さんの御両親は事故に至る経過や事故の原因について学校に説明を求められましたが、池田校舎の説明は御両親には受け入れることができないものでした。そこで、御両親は事故発生の真相を明らかにし、それに基づいた再発防止策が採られることを求めて、司法の下で事故の原因を究明するため、平成9年5月12日に提訴されました。

事故から4年半が経過した平成13年3月26日に大阪地方裁判所は事故の原因などを明らかにし、扶起子さん死亡の全ての責任は学校側にあるとの判決を下しました。しかし、その後も大阪教育大学（以下、「大学」と記す）および池田校舎は、判決内容を真摯に受け止めた対応ができておらず、御両親は学校に「事故と向き合うように」と働きかけ続けられました。

その結果、大学および池田校舎は、事故発生から10年後、判決から5年半が経過した平成18年9月5日、「水泳事故を記憶にとどめ、安全な水泳指導を行い、安全な学校にしていくこと」を誓うためのメモリアル（表紙写真）をプール入口付近に設置しました。同時に出された学長、校長および校舎主任連名の声明文の中で「事故の概要」「事故の原因と学校の責任」「裁判所による判決のポイント」を明らかにしました。

しかし、その後も大学および池田校舎は、事故に至った背景や要因を直視することなく、御遺族の考えや思いを理解しない言動を多々してきました。

事故から16年経過しましたが、ここに扶起子さんならびに御両親に深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのような事故を起こさないことを誓うために、本書を作成しました。

平成24年11月

大阪教育大学附属高等学校池田校舎
校舎主任 山川 正信

目次

はじめに

1. 謝罪	・・・	1
2. 事故の概要	・・・	1
2-1. 池田校舎の水泳授業(潜水距離測定)について	・・・	1
2-2. 担当教諭の指示内容	・・・	1
2-3. 水上扶起子さんの動き	・・・	1
2-4. 担当教諭の対応	・・・	2
3. 事故の原因と学校の責任	・・・	3
4. 裁判所による判決のポイント	・・・	4
5. 「安全な水泳指導を行うため」の取り組み	・・・	5
5-1. 「指導者の水泳(潜水)に対する危険性の認識」について	・・	5
5-2. 「監視体制の整備」について	・・・	7
5-3. 「救急救命体制の整備・徹底」について	・・・	9
5-4. その他	・・・	10
6. 「安全な学校にしていくため」の取り組み	・・・	11
文末資料	・・・	12

おわりに

(注：2，3，4は平成18年9月5日に出された学長・校長・校舎主任連名の声明文をもとに加筆したものである)

1. 謝 罪

池田校舎は、水泳授業中に担当教諭の安全配慮義務違反によって溺水し、死亡した水上扶起子さんに謹んで哀悼の意を表します。杜撰な水泳授業の中で尊い命を落とすに至ったことを真摯に反省し、扶起子さんならびに御遺族に対し衷心より謝罪いたします。

また、事故直後から今日に至るまで、池田校舎は学校管理下で起こした事故であるにも拘わらず、不誠実な対応によって扶起子さんならびに御遺族を深く傷つけてきたことをお詫びいたします。

2. 事故の概要

2-1.池田校舎の水泳授業（潜水距離測定）について

事故当時の高等学校学習指導要領では、体育の水泳授業で潜水は指導内容とはされていなかったが、池田校舎では、女子生徒にのみ潜水を課し、潜水できた距離を評価の対象としていた。そして、生徒には、自ら計測した潜水距離が更新できれば、その都度、担当教諭にその記録を自己申告させることにしていた。

2-2.担当教諭の指示内容

事故当日、1 限目(午前 8 時 45 分から 9 時 35 分まで)の 2 年 2 組、3 組の女子生徒 (出席者 29 名、見学者 11 名、欠席者 5 名、計 45 名) の水泳授業で、担当教諭は生徒に次のような指示をしていた。

- ① クロール、平泳ぎ、背泳の中から種目を選択して 75m のタイム測定を 2 回行うこと。
- ② 残りの時間で、各自横泳ぎ、潜水を練習すること。
- ③ 横泳ぎはフォームを検定するので、検定を受けたい者は申し出ること。
- ④ 潜水は各自潜水できた距離を自己申告すること。

2-3.水上扶起子さんの動き

担当教諭の指示に従って、女子生徒たちは、8 時 50 分頃から各組 4 班に分かれ、2 組 1～3 班は第 5・第 6 コース、3 組 1～3 班は第 7・第 8 コース、2 組・3 組の 4 班 (注：

泳ぎが少し苦手な班。しかし、泳力は考慮されず課題は1～3班と同じ)は第9コースで水泳を始めた。扶起子さんは3組3班に所属していた。(注:2年2組、3組が合同で、男女に分かれて授業実施。男子生徒たちは第1～4コースを使用)

○8時50分頃から、第8コースで平泳ぎ25m2本のウォーミングアップを行った。

○9時00分頃から、他の生徒にタイムを計測してもらってクロール75m1本と平泳ぎ75m1本の計2本を泳ぎ、各々の計測タイムを担当教諭に報告した。

○9時15～20分頃、他の生徒にゴーグルの使用法を教えたり、第9コーススタート地点に座り休憩を取ったりしていた。

○9時20～25分頃、2人の生徒に潜水することを告げて、第8コーススタート地点から潜水を始めた。しかしながら、池田校舎では潜水距離を測定する時には、計測者(監視者)を付けずに自らで行い、潜水距離が更新できれば、その距離を担当教諭に生徒自身が申告する自己申告制というシステムで行われていた。そのため2人の生徒は扶起子さんが第8コースから潜水をスタートして2m辺りまで進んでいる姿を目撃していたが、その後継続して扶起子さんの様子を見守ってはいなかった。

○9時33～34分頃、担当教諭は生徒らに授業終了の指示をするために「上がりなさい」と声かけをした。(注:男子生徒たちは9時28分頃、授業終了)

○生徒らがプールから上がり、プール全体の見通しがよくなったその時、担当教諭は第8コースのスタート地点から8mほど離れた地点で、頭をスタート地点の方に向け、うつ伏せで両手を下に曲げた状態で水中に浮かんでいる扶起子さんを発見した。

○扶起子さんが潜水を始めてから発見されるまでの10分ほどの間に、扶起子さんが溺水している第8コースでは、2人の生徒がタイム計測のために相次いで泳いでいた。この2人の生徒の他に数名の生徒が、第8コースの水中で扶起子さんらしき人物を見かけていたが、潜水をしているのだろうとしか気にかけていなかった。

2-4.担当教諭の対応

○9時35分頃、担当教諭は、水中に浮かんでいる扶起子さんの姿を認めるや、扶起子さんが溺水に至っているものとは思わず、生徒らに「あの子、何やってんねん」「潜水かいな」「潜水長いな」等と話していたが、扶起子さんが一向に動かない様子を見て、プールサイドにいた生徒の様子を見に行くように指示した。ひとりの生徒が飛び込んで扶起子さんのところまで行き、プールサイドまで引き寄せてきた。そこで初めて、

担当教諭は異常を察知し、扶起子さんの胸をプールサイドから抱え、生徒たちに手伝わせて水から引き上げた。

担当教諭は近くにいた生徒 2 名にそれぞれ事務室へ救急車の要請と保健室の養護教諭を呼びに向かわせた。(注：実際は担当教諭が指示する前に、ひとりの生徒が事務室と保健室へ走って行き、事故を知らせていた。)

担当教諭は扶起子さんのゴーグルを外し、口の中のものを取り出し、背中を強く叩いたが反応はなかった。そこで、心臓マッサージを 5 回ほど行なった後、人工呼吸(マウスツーマウス)を試みた。その後 9 時 39 分頃到着した養護教諭と次の授業のために 9 時 44 分頃到着した男子担当教諭も加わって、心臓マッサージと人工呼吸を行った。

扶起子さんは、救命救急センターに搬送された後は集中治療室で治療を受け、一時は蘇生した。しかしながら発見時、既に 10 分以上にわたり無酸素ないし低酸素、虚血状態にあったため、意識は回復せず、その後も脳症で経過し、9 月 12 日に死亡するに至った。

3. 事故の原因と学校の責任

事故の起きた平成 8 年以前から、毎年水泳シーズンが始まる前に、当時の文部省(現「文部科学省」)から「水泳等の事故防止について(通知)」が出されており、その中で「学校における水泳事故防止必携」(平成元年 6 月、日本体育・学校健康センター、現「独立行政法人日本スポーツ振興センター」)及び「水泳指導の手引(改訂版)」(平成 5 年 5 月、文部省)を参考にして事故防止の徹底を図るよう注意喚起がなされていた。

「水泳指導の手引(改訂版)」には、監視の要点として、「水面上はもちろんのこと、水底にも視線を向けること、水深が急に深くなるような部分や水面がぎらぎら反射するような部分には特に注意する必要がある」ことが指摘され、潜水に関する指導上の留意点として、

- ・安全な潜水法、水中での色々な身体支配及びプル、キックの関連から指導する。
- ・あまり無理をしないように指導する。
- ・顔をつけるとき、息は八分目ぐらいにして吸い過ぎないようにさせる。
- ・無理に長く潜らせないようにする。

ことなどが明確に指摘されていた。

また、事故後の平成9年4月に池田校舎が大阪府下の高等学校201校に対して実施した調査によれば、回答のあった118校のうち、事故当時、本校のように潜水を評価対象種目としていた学校は11校あり、うち回答の無かった1校を除く10校の全てで、潜水が危険を伴う種目であること【文末資料1参照】を念頭において、一般の水泳授業の監視に比べて、より監視体制を行き届かせるための何がしかの配慮【文末資料2参照】を講じていた。

しかしながら池田校舎では、溺水した扶起子さんに気づかず、10分以上の間水中に放置するということが起きてしまった。その理由は、「担当教諭が潜水の危険性を十分に認識せず、また生徒にも潜水の危険性を十分に伝えないまま、潜水距離を評価対象種目とする授業を実施していたから」と言わざるを得ない。潜水距離を評価対象種目とする授業を実施するのであれば、潜水の危険性を十分に認識した上で、異常事態が生じた場合、直ちに発見し、救助し得るような監視体制をあらかじめ採っておくべきであった。しかし、潜水距離の測定と申告は自己申告制というシステムのもとで行われ、潜水距離の更新に挑戦する生徒への監視体制は何ら採られていなかった。例えば、生徒同士がペアで潜水者と監視役となり、マンツーマンで監視する体制を採っておれば、水中で動かなくなった扶起子さんを直ちに発見し、救助できたはずである。水上扶起子さんの痛ましい死亡事故は生徒への安全配慮義務を尽くすべき学校が、潜水の危険性を考慮した監視体制を採っていなかったために起きてしまったと言わざるを得ない。

4. 裁判所による判決のポイント

約4年にわたる裁判の結果、平成13年3月26日大阪地方裁判所は、扶起子さんには池田校舎および大学が主張する溺水の原因になるような身体的要因はなかったとした上で、学校は潜水の危険性を十分考慮した監視体制を採るべきであったのに、実際に採られた監視体制は、きわめて杜撰なものであった。学校の安全配慮義務違反により、溺水した扶起子さんを発見するのが遅れ、その結果、扶起子さんは心肺停止に陥ったのであるから、学校の安全配慮義務違反と、扶起子さんの溺水及びその死亡との間には因果関係を認めることができるとの判決を下し、大阪教育大学附属高等学校の

設置者である国の全面敗訴となった。国は控訴を断念し、判決を受け入れた。

5. 「安全な水泳指導を行うため」の取り組み

平成8年9月5日に本校水泳授業中に起きた死亡事故を踏まえて、池田校舎では安全な水泳指導を行うため、「指導者の水泳（潜水）に対する危険性の認識」「監視体制の整備」「救急救命体制の整備・徹底」などに取り組んでいる。

5-1. 「指導者の水泳（潜水）に対する危険性の認識」について

水泳の危険性については前述3. で記載したように、毎年、文部科学省から「水泳等の事故防止について」という通知が出され、教員へ周知することになっている。また、保健体育科教員へは「水泳指導の手引」および「学校における水泳事故防止必携」が発行され、参考にすることになっている。

しかし、当時の保健体育科は、教科会議の中でプールを共同使用している附属池田中学との使用時間の調整を図る程度にとどまり、前述の水泳指導における通知や手引きなどに基づいて、水泳指導における安全確認の共通理解等を行っていなかった。また、管理職による注意喚起もなされていなかった。

判決では、本校の「指導者の水泳（潜水）に対する危険性の認識」について、以下のように指摘されている（判決文25頁）。

- ・Y教諭（注：判決文には実名）は、「潜水の危険性については、殊更言及することはしなかった。」
- ・「夏休み後のタイム測定期間においては、各々が課題を消化した後の残り時間に潜水の自由練習を行うこととされ、Y教諭は、潜水の自由練習は何回でも挑戦してよい、その練習において潜水距離の自己記録を更新すれば、その記録を最高記録として自己申告してもよいと指導していた。Y教諭は、日頃から、一般の女子が泳げる潜水距離の限界は25メートルであると認識してはいたものの、生徒らに対し、最低12.5メートルは潜水するよう指導する一方、潜水距離を25メートルに限定するよう明示的に指導することはなく、このため、生徒間においては、自然と距離を更新しようとの意識が生じがちであり、生徒の中には25メートル以上潜水し、これをY教諭に話した者もいたが、Y教諭はこれを聞き流すにとどまり、

このことから、生徒が潜水の距離を伸ばそうと 25 メートル以上泳ぐことの可能性
があることを想定して格別の指導をすることもなかった。」

この判決内容と事故当時の池田校舎の安全管理体制および水泳授業の実態を踏まえて、以下の取り組みを行っている。

- ① 文部科学省からの水泳指導に関する通知や手引き、および「水泳指導事故防止必携」に基づいて安全確認を行うとともに、水泳に関する研修会に積極的に参加し、体育科全体の常なる水泳事故防止への認識を向上させる（平成 9 年度から実施）。
- ② 指導者は潜水にはノーパニック症候群（もがくこともないまま溺水に至る危険性・・文末資料 1 参照）による溺水があることについて認識し、授業を通じて生徒に周知させる（平成 9 年度から実施）。
- ③ Y 教諭は事故当時水着を着用しておらず、発見後の対応は不適切であったことから、水泳授業担当教諭および監視員は水着を着用して指導・監視に当たる（平成 9 年度から実施）。
- ④ プールを共同使用する池田校舎と附属池田中学校は、平成 19 年 3 月の文部科学省、国土交通省からの「プールの安全標準指針」に関する通達文書を受けて、両校の管理職、主幹教諭、安全主任、保健体育科教員、養護教諭で構成する「プール管理委員会」を平成 19 年 6 月に設置した。「プール管理委員会」では、中高の保健体育科が作成する水泳の授業計画、監視体制、指導者の研修計画、プールの施設管理、水質管理、緊急時の対応等について協議する。
- ⑤ 事故の前年（平成 7 年）、寒く水温も低い日に水泳授業を実施したため、女子生徒が倒れて保健室へ運ばれた。また同じ時に、複数の生徒がおう吐することがあった。今後は、生徒の見える場所に水温・気温を掲示し、水温＋気温が 4 7 度未満の時は基本的に入水しない（平成 19 年度から実施）。
- ⑥ 雷鳴時、男子は水泳授業を中止していたが、女子担当の Y 教諭は継続して行っていた。今後、男女ともに雷鳴中の水泳授業は行わない。
- ⑦ 男子は補習はないが、女子は水泳授業を欠席したり、見学すると、その回数分の補習が課せられていた。9 月末や 10 月の放課後のかなり涼しくなった時期にまでずれ込んで行われていたが、Y 教諭は水温を測ることなく、冷水の中で行われる

こともあった。その上、正規の授業が終了していたために浄化装置が止められ、藻の発生した汚い水の中で行われていた。

また、Y 教諭は鍵だけ開けて、プールから離れたり、生徒に鍵を渡すだけでプールに行かないこともあった。Y 教諭も監視者もいないプールで補習が行われ、生徒がひとりで泳ぐこともあった。今後は、水泳の補習授業についても十分注意して行う。

- ⑧ ④で記述の通達文書を参考にプール管理日誌の点検項目を増やし、一層の安全な水泳授業実施に努める（平成 20 年度から実施）。

5-2. 「監視体制の整備」について

水泳が一步間違えば死に至る事故につながることを考えれば、監視体制の確立は重要である。しかし、判決では以下の通り、担当教諭の監視体制の認識の欠如が指摘されている（判決文 28～30 頁）。

- ・「Y 教諭は、潜水の自由練習をさせるにあたって、潜水者と監視者のマンツーマンの形態でこれを行わせたり、あるいは、コースを限定してこれを行わせる等の監視体制は一切採用しておらず、Y 教諭が尋問中に自ら認めるように、グループ内の相互監視体制、すなわち、グループ内で泳いでいれば、異常があった場合直ちに他の生徒が発見し得るであろうという程度の監視体制を採っていたにすぎないことになる。しかしながら、このような監視体制は、本件のように潜水の危険性を生徒のみならず教諭すら十分に認識しないままに授業を実施していた本件のような状況にあっては、きわめて杜撰というべきであり、結局のところ、潜水授業を実施するについて必要な何らの監視体制も採っていないに等しいと評価せざるを得ない。」（注：下線は本校が付したものである）
- ・「このことは、現に、本件でも、数人の生徒が、扶起子らしき人物が第 8 コースに沈んでいるのを見かけていながら、潜水をしているのだろうとしか気にかけていないこと、Y 教諭自身、扶起子を見かけるや、「あの子、潜水長いな。」などと、扶起子が異常事態に陥っていることを全く想定していないかのような発言をしていることから明らかである。

これに対し、潜水を評価対象種目として採用している大阪府下の高校は、その大半が、潜水が危険をとまなう種目であることを念頭において、監視体制に相応の

工夫を加えた上で実施していることが認められる。」

- ・ 「潜水の上記の危険性にかんがみれば、自由練習であると否とを問わず、Y教諭は、潜水の危険性を十分考慮した安全配慮の措置を採るべきであったといわなければならない。」
- ・ 「殊に Y 教諭にあつては、潜水した距離を評価の要素とし、正式な検定に加え、自由練習中に潜水距離が更新できたら、それも自己申告させて評価対象にするとの方針で授業に臨んでいたこと、さらに、事実上、潜水距離に制限を設けず、むしろ潜水可能距離をできるだけ伸ばすような指導をしてきたのであり、自由練習時にも、生徒らが、無理な息こらえや過換気をしがちであることは、Y 教諭としても十分了解できたはずであつて、かかる場合に、自由練習であるからといって、教諭の注意義務が軽減される理由がないことは明らかである。」
- ・ 「ところが、Y 教諭は、自由練習においては、上記のとおり、何らの安全配慮もとらずにいたために、結局のところ、扶起子の異常事態を授業終了間際の集合の指示時まで発見できなかったものであるといわざるを得ない。」
- ・ 「してみると、生徒らの水泳の習熟度や、その理解度、生徒らの年齢を考慮に入れても、本件における Y 教諭らの指導内容は、水泳授業を実施する教諭としての生徒に対する安全配慮義務に違反していたというべきである。」

この判決内容と事故当時の水泳授業の実態を踏まえ、以下の取り組みを行っている。

- ① 男子は一斉授業で、生徒を泳がせる時、担当教諭はプールサイドから監視し、見本を見せる時は生徒をプールサイドに上げることが徹底されていた。その上、バディシステムを採用していたが、女子は監視体制が確立されていなかった。体育科内で監視体制について相互に議論することもなかった。

今後は、プール管理委員会の下、水泳授業開始前に監視体制の検討を行い、中学校保健体育科教員も含めた共通認識を図る（平成 19 年度から実施）。

- ② Y 教諭は授業終了時の点呼を行わなかったり、「みんないるね」程度の点呼しか行わないことを生徒たちは心得ていたため、授業開始時の点呼後、授業途中でプールを抜け出す者もいた。事故当日も生徒 1 名が抜け出していたが、Y 教諭は気づいていなかった。このようなことは、他の学年、他のクラスでもあった。今後、担当教

論は監視責任者として、入水前、指導の展開の途中、退水後に絶えず敏速かつ正確な人員点呼を実施する。さらに掲示板に入水人数を記入する。

- ③ 生徒同士によるバディシステムを取り入れ、担当教諭はバディシステムが機能しているか否かを常に点検する。

また、習熟度別や興味関心に応じたグループ学習実施時には、その都度バデを組むことを徹底する（平成9年度から実施）。

- ④ 事故当時、男子生徒の担当教諭は授業を早く終了させて、女子生徒の授業がまだ実施されている中を、授業終了前にプールを立ち去っていた。今後は男女両方の授業が終了するまでプールから立ち去らない（平成9年度から実施）。
- ⑤ 監視員1名を置き、毎回の授業前に担当教諭と授業の内容等を十分に打合せ、監視を徹底する（平成9年度から実施）。また、平成19年度の文部科学省と国土交通省の通達文書を参考に監視員の業務を文書化し、注意事項を指示する（平成19年度から実施）。

5-3. 「救急救命体制の整備・徹底」について

事故当時は、杜撰な監視体制のために発見が遅れた上に、引き上げた後も適切な救命措置が採られなかったことを反省し、以下の取り組みを行っている。

- ① 水泳に関する研修会などに積極的に参加し、救急救命法の知識を習得する（平成9年度から実施）。
- ② 事故の前年（平成7年）から、保健の授業の中に救命講習を取り入れていたが、保健の授業を担当しない教員（Y教諭は担当していなかった）の中には、大学在学時に救急処置法の講義を受講したのみで、その後、救命講習を受けていなかった（注：府立高校では全体育教員が講習を受けていた）。

そこで、教職員に対する救急救命講習を行っていなかったことを反省し、保健体育科教員のみならず全職員を対象にした「普通救命講習」を毎年6月の水泳授業開始前に実施する（平成9年度から実施、平成17年度からはAED等の新しい救急救命の技術習得を行っている）。

- ③ 事故時プール管理室に電話設備がなく、生徒がプールから離れた事務室へ走って事故の連絡をしなければならなかったことを反省し、プール管理室に外線電話を設置する（平成9年度から実施）。

また、担当教諭は水泳指導時、携帯電話を身近に置き、より早く緊急時対応が取れるようにする（平成 19 年度から実施）。

④ 緊急時の校内連絡体制、救急車の要請手順などを記した対応マニュアルをプール管理室の電話横に明示し、水泳授業開始前には「水泳事故連絡訓練」を毎年実施して周知徹底する（平成 9 年度から実施）。

⑤ プール管理室に担架・救急箱・毛布を装備する（平成 9 年度から実施）。

また、水泳授業の期間中、プール管理室に AED を配置する（平成 19 年度から実施）。

5-4. その他

① 潜水が学習指導要領で指導内容から外れた時に、保健体育科内で潜水を続行することについて、特に議論していなかった。外れた時に外れた理由を考え、潜水を行わせる場合の危険性を指導者が認識し、生徒に周知させ、指導方法、指導内容、監視体制の強化など、十分な安全策が講じられておれば、事故を未然に防ぐことができたかもしれないし、万が一、事故が起きた場合でも、その被害を最小限に抑えられた可能性が考えられる。今後は、体育科教科会議を週 1 回定期的に開催し、水泳期間中は水泳授業に係る課題及び問題点等の共通認識を持つようにする（平成 9 年度から実施）。

② 平成 8 年度までは、女子の体育授業は、原則、教諭 1 名で担当していたため、長年独善的な指導が行われ、飛び込みの事故事例が多く報告されているにもかかわらず、Y 教諭は平成元年に作成した水泳記録表をそのまま使って飛び込みの検定も実施していた。今後は、教育内容を充実させるために、複数の教員が担当し、お互いに授業内容や授業形態を相談し、授業における安全への配慮を相互にチェックするようにする（平成 9 年度から実施）。

③ 毎年の水泳シーズン前にはメモリアルの前で安全な水泳授業実施に向けた決意を再確認し、安全な水泳指導を行うことを誓う（平成 19 年度から実施）。

6. 「安全な学校にしていくため」の取り組み

池田校舎では、高等学校学習指導要領で水泳授業の指導内容から除外されていた潜水を女子生徒にのみ課していたが、危険を伴う潜水距離測定を評価対象種目として取り入れていたにもかかわらず、適切な監視体制を採っていなかった。(注：男子は事故の5年ほど前から潜水を指導内容から外していた。)

池田校舎では、授業内容や指導方法において教員一人ひとりの自主性や自由を重んじ、組織として十分な管理指導ができていなかったことを深く反省し、事故の再発を防止するために、今回の事故が起こった背景に潜む池田校舎の風土を組織として反省し、改めていかなければならない。

学校組織として、安全な学校にしていくために以下の取り組みを行なう。

- ・着任時にはこの冊子を用いて、事故のことを語り継いでいく。
- ・教科内および教員間で安全配慮の徹底を図る。教員間で意見を言い難い風潮を改め、見て見ぬふりをせず、生徒の安全が第一との立場から、気付いたら遠慮せず直ちに注意し合うことを徹底する。
- ・事故の芽を見逃すことなく、教職員全員で共有し、事故の芽を早期に摘み取る。
- ・万が一事故が発生した場合、適切な初期対応ができるよう、報告システムの徹底を図る。
- ・学校施設の安全点検を行い、必要な場合、改善または注意喚起を行って、事故防止を図る。

9月5日（平成20年から池田校舎の「水泳安全の日」に制定）は学校安全に対する認識を新たにする日です。私たちはメモリアルの前で、水上扶起子さんに思いを寄せるとともに、改めて自分の指導姿勢を見直し、安全に配慮した指導をすることを誓い、再発防止に取り組んでいきます。

【資料 1】

潜水の危険性について

水泳には、気管内に水を誤って吸引するなどの原因によって、意識が喪失し、溺水(溺死)に至る危険性が伴う。加えて、無理な息こらえや過換気を伴いがちな潜水にあつては、血液中の酸素濃度が低下することによって、意識が喪失し、意識喪失において生じる呼吸の反射によって自ずと気管内に水を吸引し、溺水に至る危険性、殊に、息こらえの前に過換気をすることによって血液中の二酸化炭素濃度が低下し、呼吸飢餓感のないまま血液中の酸素濃度が低下して意識が喪失し、もがくこともないまま溺水に至る危険性(ノーパニック症候群)も報告されている。これらからすれば、潜水は、一般的に危険を伴う水泳のなかでも、特に危険度の高い種目であるといえる。

(大阪地方裁判所、平成13年3月26日判決文より)

【資料 2】

潜水を評価対象としている学校における監視体制等の工夫

平成9年4月の調査結果から、潜水授業の実施にあたり、次のような安全配慮の措置を講じているとの回答(複数回答)が得られた。

- 1 突発的な異常に備え、十分な監視下で行う。
- 2 必ず3人以内で泳がせ、全員の状況が把握できるように努めている。
- 3 教師が監視。
- 4 生徒2人1組による監視。
- 5 考えられる事故例について注意・説明。
- 6 コース上に全員が顔を出してからでないで次のスタートをさせない。
- 7 ハイパーベンチレーションの危険の注意。
- 8 教諭以外にコースに生徒1名をつけている。
- 9 2人ずつ泳がせ、泳法チェックできるようにしている。
- 10 (潜水を)実施することを教諭に通告してから行う。実施コースは教諭が声かけをして他の生徒に注意を促す。
- 11 1人が上がったことを確認して次の人に実施させる。
- 12 潜水技術とともに、特に安全性について説明して行っている。いかに安全に潜水をするかということも学習内容としている。
- 13 目を離さない。
- 14 コースを限定し、指導者の監視下で実施。
- 15 スタートの間をあげ、一人一人が終了するまで同時に潜水させない。

【資料 3】

今回の事故を受けて文部科学省は「水泳指導の手引（二訂版）」（平成 16 年 3 月）に以下のことを記し、さらに注意喚起している。

〈ノーパニック症候群の危険性を防止するために〉

- ① 潜水が教材として必要であるのかよく検討する。
- ② 潜水を行う場合には、児童生徒に潜水の危険性を周知徹底する。
- ③ 潜水の前に必要以上に深い呼吸を繰り返すことはしない。
- ④ 無理な息こらえをせずに、少しでもおかしいと思ったら潜水を中止する。
- ⑤ 潜水する者と監視する者とのマンツーマン体制を確保する。

* 本文中に引用した判決文は、「平成 9 年(ワ)第 4 4 8 5 号 損害賠償請求事件」（平成 1 3 年 3 月 2 6 日大阪地方裁判所判決言渡）より抜粋。

おわりに

「生徒の安全」は学校における最優先事項であります。教育基本法（第1条）に教育の目的は「心身ともに健康な国民の育成」と記されています。従って学校管理下で生徒が「亡くなる」ことはあってはならないことでもあります。

しかし池田校舎は、水泳授業中に、監視体制を全く採らずに危険を伴う潜水距離測定に挑戦させるという担当教諭の安全配慮に欠けた指導のために、決して起こしてはならない事故を起こしてしまいました。また、このような危険な授業がなされていることに対する、組織としての管理力の欠如を反省し、池田校舎の指導体制を見直し、改めていく必要があります。

本書は我々教員が、本校で起きた水泳事故を記憶にとどめ、「安全な水泳指導を行い、安全な学校にしていく」ことを誓うためにまとめたものです。

教育方法及び指導法などは、時代とともに変化していきます。安全な水泳授業の取り組みを一層進めるため、多くの方々のご意見を賜りながら、私たちは学校における水泳授業の安全性を高めていかなければならないと考えています。

平成24年11月

大阪教育大学附属高等学校池田校舎

校舎主任 山川 正信

大阪教育大学附属高等学校池田校舎

〒563-0026 大阪府池田市緑丘1丁目5番1号

TEL (072) 761-8473

FAX (072) 762-1076